

市内運動施設における利用制限の解除について

国の緊急事態宣言が解除されましたので、市内運動施設の利用制限を下記のとおり解除いたします。

引き続き、十分な感染症対策を講じた上での御利用をお願いいたします。

記

《対象施設》

新座市民総合体育館、市営運動場・庭球場、大和田少年サッカー場、
学校校庭夜間照明施設（新座中、第三中、第四中、石神小）、
新座市総合運動公園野球場

《開始日》

令和3年10月1日（金）から

《再開内容》

- ・ 午後8時以降のトレーニング室、卓球場等の個人利用
（トレーニング室・ウエイトリフティング室は午後9時まで。）
- ・ 夜間の利用区分の利用
- ・ 新規登録受付（登録更新手続きを含む。）
- ・ 新規予約受付（トレーニング室の利用における初回講習会を含む。）
- ・ 市外の方の個人利用

※埼玉県から午後9時以降の外出自粛要請が出ているため、夜間の利用に当たっては速やかな撤収に御協力お願いいたします。

新座市教育委員会生涯学習スポーツ課

新座市体育施設等指定管理者公益財団法人新座市スポーツ協会